

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更
運用マニュアル

平成29年1月

熊本市農水局
農政部

1. はじめに

熊本地震等に伴う震災関連等工事の本格化に伴い、建設資材の供給不足が生じ、受注者が遠隔地（※）から建設資材を調達せざるを得ない場合において、建設資材の調達に要する購入費及び輸送費を設計変更することについて、必要な事項を定める。

※遠隔地とは、当面の間、熊本県外とする。

2. 対象工事

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用(以下「運用」という。)の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 熊本市農水局農政部が発注する工事であること。
- (2) 平成29年1月4日以降に契約締結する工事であること。

3. 対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、碎石類(クラッシャーラン、粒度調整碎石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)及び仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

4. 事前協議

- (1) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「工事打合簿」により、発注者と協議する。

なお、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならない。

① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称

② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

※出荷可能な3社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本を添付すること。

③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由

④ 建設資材の見積書（仮設材は不要）

⑤ その他発注者が必要と認めた事項

- (2) 発注者は、受注者から4(1)に規定する協議が提出されたときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」の処理・回答欄に設計変更の有無を記載し、受注者へ回答する。

5. 変更協議

- (1) 受注者は、設計変更を請求する場合は、「工事打合簿」に「建設資材変更数量調書」（任意様式）、「取引価格が証明できる資料」（契約書等）及び「使用証明資料」（納品書等）を添付し発注者に報告する。

なお、添付する「取引価格が証明できる資料」は、原本を提示のうえ写しを提出するものとし、受注者名、使用資材名、規格・形状、数量等が記載されていなければならない。（仮設材については、取引価格が証明できる資料は不要）

6. 設計変更で計上する購入費及び輸送費

- (1) 購入費（碎石類）の場合

・購入費（現場着単価）は、5(1)に規定した建設資材変更数量調書(任意様式)及び取引価格が証明できる資料(契約書等)により算出した費用と、製造地区の単価（建設物価及び積算資料）と運搬費（土地改良工事積算基準書）により算出した費用を比較し安価な方を採用する。

- (2) 輸送費（仮設材）の場合

・輸送費に係る契約変更の対象となる仮設材は、共通仮設費に運搬費を積上げ計上して

いるものとする。

- ・ 輸送費用については土地改良工事積算基準書により算出する。
- ・ 輸送距離については、輸送基地から現場までの距離とする。

(3) その他

・ 建設資材について本運用を行なった場合でも、工事請負契約書第25条の規定の「単品スライド」を適用することができる。

7. 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示すること。

<特記仕様書への記載例>

第◇条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

(1) 下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議する。

○購入費（現場着単価）の対象となる建設資材は、碎石類（クラッシャーラン、粒度調整碎石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン）とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

(2) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「工事打合簿」により、発注者と協議する。

①遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

※出荷可能な3社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本を添付すること。

③当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由

④建設資材の見積書（仮設材は不要）

⑤その他発注者が必要と認めた事項

付則

この運用基準は、平成29年1月4日から施行する。